

## XI 令和8年度 東根市立大富中学校部活動方針

東根市立大富中学校では、『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁・文化庁策定）並びに『山形県における部活動改革のガイドライン（以下「県ガイドライン」）』（令和5年3月山形県教育委員会）、東根市教育委員会中学校部活動方針に則り本方針を策定する。また、本方針は、山形県中学校校長会、山形県中学校体育連盟及び山形県中学校文化連盟の指針に則り、北村山地区中学校校長会、北村山中学校体育連盟及び北村山中学校文化連盟との共通認識のもとに制定するものである。

### I 東根市立大富中学校部活動基本方針

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員との人間関係を構築したり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動である。また、生徒自身にとっても中学校生活の大きなウェイトを占め、人間形成においても大きな影響を与える大切な活動である。しかし、一方では少子化が進展する中、中学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっている。勝利至上主義から、生徒の健康が危惧される程の過度な活動が行われたり、生徒の活動の成果が発揮されることのない運営・指導体制に陥ったりするとともに、専門性や意思に係らず、教師が顧問を務めるこれまでの指導体制による、教員への心身の負担増大なども指摘されている。このことを踏まえ、生徒・保護者・教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、学校部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で適正に実施されることを目指す。

1. スポーツや文化芸術等に親しむことを通じたバランスのとれた心身の成長と、豊かな生涯スポーツあるいは生涯学習を実現するための資質・能力の育成。
2. 多様な目的を持つ生徒同士が自主的・自発的に参加し、その目的を達成するために探究する環境づくり。
3. 生徒の自主的・自発的学習活動や練習を目的とした、「各種大会・コンクールへの出場を目的とする実施主体・地域クラブ」との連携・支援。
4. 中体連・中文連主催大会のみに限り、個人および東根市部活動改革ガイドラインに示す「地域クラブ②」に認定した地域クラブに加入している生徒への出場時の協力。  
※(4)の協力とは、学校から引率を派遣すること。ただし、原則当該校に部活動が設置されている種目のみ。

校長は、本方針をもとに本校の状況に適した部活動方針を制定し、教職員、生徒及び保護者、委嘱コーチに周知するとともに、東根市教育委員会に報告する。

### II 部活動の定義

#### 1. 部活動

学校教職員（部顧問）が指導している時間の活動。部活動指導員ならびに校長が委嘱した支援コーチ（指導員の資格を取得した者）が同時に指導に加わることができる。

### III 運営

#### 1. 部活動

- (1) 今年度開設する部活動は、以下に示す部とする。※（ ）内の生徒を募集対象とする。  
・バレーボール（女） ・バスケットボール（男） ・ソフトボール（女） ・卓球（女） ・剣道（男女） ・野球（男女）  
・拠点校部活動（バレーボール男子） ・特設部（駅伝部、水泳部）
- (2) 入部については任意とする。関係各位は、強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気にはしたりしないように努める。
- (3) 1年生は、部活動体験入部期間を経て、入部を希望する場合、入部を届け出る。

- (4) 校長は、事情による年度途中あるいは進級後の部活動変更を認める。
- (5) 部の精選と地域クラブでの活動保障（次の①・②の条件の場合は募集停止を検討する）
  - ①地域クラブでの活動の場が保障されている場合。
  - ②3期連続で登録人数に満たない、または地域クラブで出場している場合。  
（例：新人総体→総体→新人総体）
  - ③校長が必要と認めた場合、特設部として中体連主催大会への学校引率を行う。  
（例：駅伝部、水泳部）

## 2. 部活動の活動日及び活動時間等について

休養日、活動時間等は以下の通りとする。

### (1) 活動日及び活動時間

- ① 平日（火、水、金） 1時間程度とする。
- ② 火、水は15：25～16：25の60分の活動とする。  
金は15：30～16：25の55分の活動とする。
- ③ 割り当てられた日に必ず活動しなければならないものではない。

### (2) 配慮事項

- ① 定期テスト前等、校長が定めた期間は部活動休止とする。
- ② 学校は、拠点校部活動及び特設部に所属して活動している部員の保護者と連絡を取るなどして、その実態を把握する。また、その保護者及び部員には、必要があれば、校長の判断のもと活動内容や活動時間について連携・支援を行う。

### (3) 活動場所と活動時間

曜日	月	火	水	木	金
体育館 (ステージ側)	部活動なし	バレー	卓球	部活動なし	卓球
体育館 (入口側)		バスケ	バスケ		バレー
武道場		剣道	剣道		剣道

## 3. 年間活動計画と年間活動実績について

- (1) 部活動主任は、上記「2. 部活動の活動日及び活動時間等について」に示す規定に基づき、年度当初に適切な年間活動計画を作成して校長に提出し許可を得る。
- (2) 部活動顧問は、年間活動計画に基づき月別活動計画を作成し、規定に見合った休養予定を設定して校長の許可を得る。
- (3) 校長は、各部の活動計画について指導・評価をする。

## 4. 学校管理下外活動（地域クラブ等）に参加する生徒について

- (1) 学校は、生徒が学校外の地域クラブ等に所属して活動している場合は、生徒の保護者と連絡を取るなどしてその実態を把握する。また、その保護者及び生徒には、必要があれば、「国ガイドライン」をもとに、「生徒の心身の健康・安全」をねらいとして、校長の判断のもと、活動内容や活動時間について指導、助言を行う。
- (2) 加入については、部活動同様任意とし、強制加入させたり加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、クラブ等関係者及び保護者の理解と協力を得る。

## 5. 大会、発表会、コンクール等への参加について

- (1) 部活動という各種目団体が「実施主体」となった出場・参加は、一切行わない。ただし、東根市部活動改革ガイドラインに示す地域クラブ②（平日・休日の練習や練習試合を「実施主体地域クラブ」として行い、中体連・中文連主催大会出場時のみ学校への支援協力を要請している、東根市教育委員会が後援する地域クラ

ブ)の支援として生徒を大会、発表会、コンクール等に出場・参加させる場合は、校長の許可を得て支援する。

- (2) 県外開催の大会、発表会、コンクール等に参加する場合、または宿泊を要する場合には、校長は、教育委員会の承認を得る。
- (3) 学校は、学校管理下外（地域クラブ等）に所属する生徒における大会、発表会、コンクール等や県外遠征等への出場、参加について、その状況を把握する。学校は、保護者に対し、事前に担任教員へ報告するよう理解と協力を求める。

#### 6. 部活動運営委員会の設置及び保護者、地域との連携について

- (1) 校長は、部活動運営委員会（校長・教頭・各部顧問・部活動コーチ・各部保護者代表）を設置し、活動及び運営の適正化を推進するとともに、部活動関係者及び地域の理解と協力を得る。
- (2) 部活動顧問は、部活動に保護者会が設置されている場合、その目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会等を主催したりすることのないよう、保護者の理解と協力を得る。
- (3) 保護者会における部活動運営費等がある場合は、その管理は保護者が行うものとする。ただし、部活動顧問は、その用途について把握し、学校の方針にある生徒の健全育成に沿う活用内容になるよう、保護者の理解と協力を得る。なお、今後、市方針と部活動の地域展開に鑑み、部活動保護者会による運営費の取り扱いについて推奨しない。

#### 7. 部活動コーチ

- (1) 以下の条件を満たし、顧問と保護者会長の推薦があった者を学校長が委嘱する。
  - ① 本校の部活動方針に則り、活動に協力する者。
  - ② 暴力・体罰・ハラスメント等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者。
- (2) 以下の場合、指導者の委嘱を取り消す場合がある。
  - ① 本校の部活動方針に則った活動に、協力できない者。
  - ② 指導者本人が、委嘱の取り消しを申し出た場合。
  - ③ 指導の中で、重大な問題（生徒への暴力・暴言・ハラスメント等）があり、顧問あるいは保護者会から、委嘱の取り消しを請求された場合。

#### 8. 部活動改革についての対応

文部科学省、山形県教育委員会、東根市教育委員会の方針に則り、学校として必要に応じ修正を加えながら適切に進めていく。

上記は、東根市教育委員会の方針に則って作成し実施する。

上記方針は2026年4月1日より実施する。

策定	2019年	3月14日
改定	2020年	4月1日
改定	2021年	4月1日
改定	2022年	4月1日
改定	2023年	4月1日
改訂	2023年	5月8日
改定	2024年	4月1日
改定	2025年	4月1日
改定	2026年	4月1日